

健全化判断比率等（平成23年度決算）を公表します

これまでの財政再建法（地方財政再建促進特別措置法）に代わり、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が成立・公布されました。それにより地方公共団体は財政運営の状況を客観的に表し、他団体との比較、財政健全化や再生の必要性を判断する指標として、平成19年度決算から健全化判断比率4指標と資金不足比率を公表することが義務付けられました。

健全化判断比率の4指標とは①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率を指します。資金不足比率を含めたこれらの指標には2つの基準が定められています。ひとつは「早期健全化基準」（資金不足比率においては「経営健全化基準」）であり、もうひとつは「財政再生基準」です。この早期健全化基準を下回っていれば健全段階であるといえますが、一つでも基準を超えているようであれば財政の早期健全化（経営の早期健全化）が求められる段階であり、さらに財政再生基準を超えるようであれば「財政再生団体」となります。

那須烏山市においては、いずれの指標も早期健全化基準・経営健全化基準を下回っており健全段階にあると言えます。しかしながら、「基準をクリアしているから安心である」ということにとどめず、なお一層の健全な財政運営を目指します。

以下に平成23年度決算による那須烏山市の各指標と、解説をお知らせいたします。

○那須烏山市の健全化判断比率と資金不足比率

(単位：%)

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
那須烏山市	—	—	10.4	53.6
早期健全化基準	13.67	18.67	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	35.0	35.0	

※「—」は赤字または資金不足がなかったことを表す。

(単位：%)

特別会計の名称	水道事業会計	農業集落排水事業 特別会計	下水道事業 特別会計	簡易水道事業 特別会計
資金不足比率	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0
備考				

※「—」は赤字または資金不足がなかったことを表す。

○早期健全化基準（経営健全化基準）と財政再生基準

早期健全化基準は健全化判断比率4指標全てに定められています。実質公債費比率及び将来負担比率における早期健全化基準は全市町村とも同じ基準となっていますが、実質赤字比率と連結実質赤字比率におけるそれは、市町村の財政規模（標準財政規模）に応じ幅を持って定められています。

健全化判断比率4指標のうち、いずれか一つでも早期健全化基準を超えるものがあれば地方公共団体は財政の早期健全化が求められ、自主的な改善努力による財政健全化を図らなければなりません。そのため議会の議決を得た財政健全化計画を策定し、外部監査の要求が義務付けられ、実施状況を毎年公表するなど、平行してたくさんの作業をしなければなりません。

経営健全化基準は公営企業会計に適用される基準です。それぞれの公営企業会計ごとに算定した「資金不足比率」がこの基準を超えると、基準を超えた企業ごとに「経営健全化計画」を策定しなければなりません。この経営健全化計画についても前述の財政健全化計画策定時と同じ手続きをすることになります。

早期健全化基準よりもさらに財政悪化の状態のときの判断基準が「財政再生基準」です。この基準が定められているのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3指標です。いずれかの指標が基準を超えた場合、「財政再生団体」となり国等の関与による再生をすることになります。「財政再生計画」を策定し、総務大臣の同意を得なければなりません。

○健全化判断比率等の対象

健全化判断比率及び資金不足比率の算定に係る対象は、それぞれの指標により異なっています。**実質赤字比率**の対象は普通会計です。那須烏山市では一般会計と熊田診療所特別会計を合算したものとなります。**連結実質赤字比率**の対象は、普通会計に国民健康保険や介護保険、水道事業会計や下水道事業特別会計など全ての特別会計を合算したものになり、那須烏山市の全ての会計が対象となります。

実質公債費比率においては那須烏山市の会計だけでなく、南那須地区広域行政事務組合の一般会計や那須南病院をはじめとした那須烏山市が構成団体となっている一部事務組合、後期高齢者保険広域連合まで含めた指標になり、**将来負担比率**においてはさらに地方公社や第三セクターまでを加えて算定の対象としています。那須烏山市では地方公社はありませんが、第三セクターとして農業公社が算定の対象です。

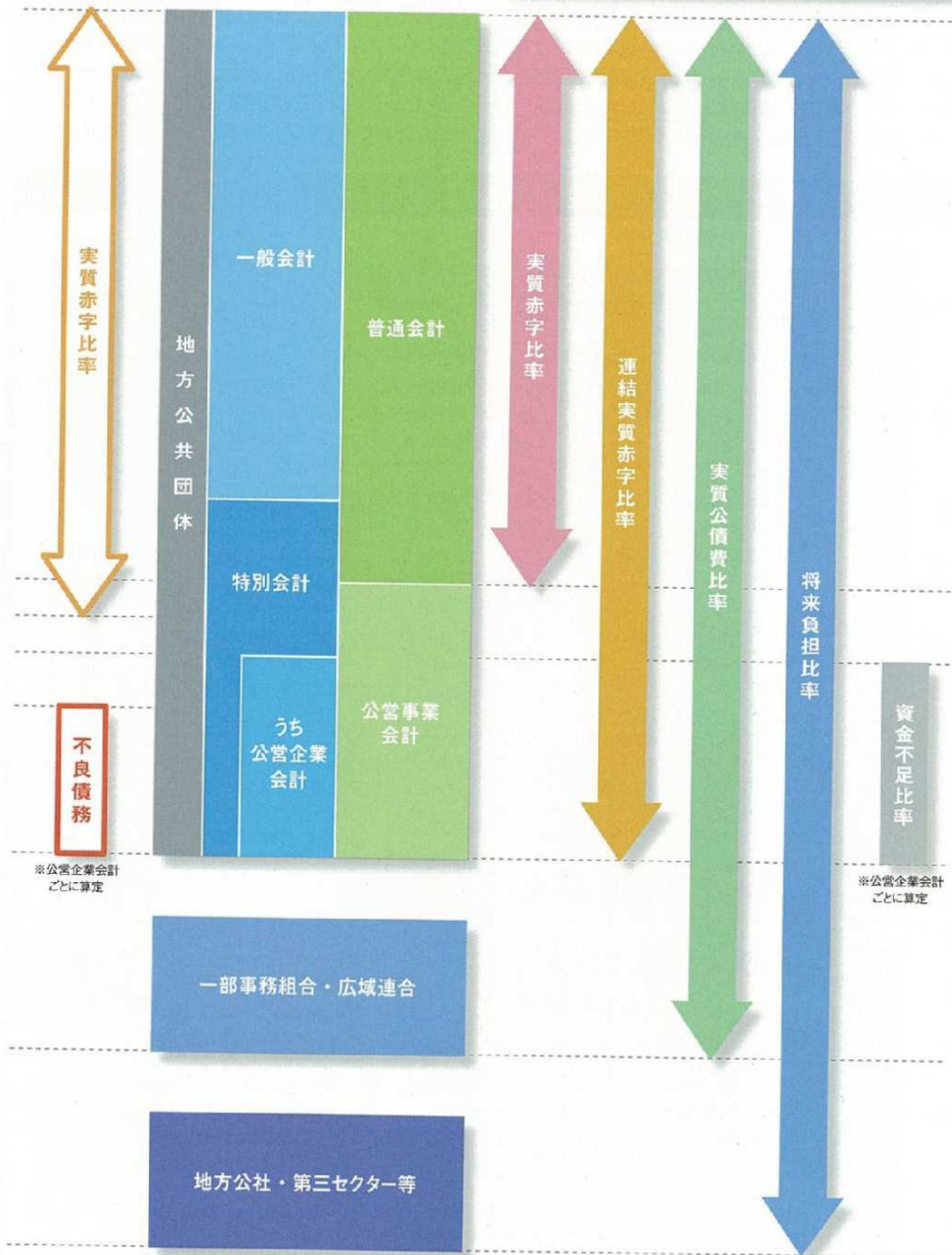
資金不足比率においては、公営企業会計ごとに算定します。那須烏山市では水道、農業集落排水、下水道、簡易水道の4つの会計が対象です。

図示すると次のとおりになります。（出典 総務省「地方財政の状況 平成20年度地方財政白書ビジュアル版」）

健全化判断比率等の対象について

現行制度

地方公共団体財政健全化法



○健全化判断比率等の各指標について

■実質赤字比率

普通会計の赤字額が、自治体の通常収入される標準的な収入見込額（＝標準財政規模）と比較し、どれくらいあるかを表す比率です。健全化判断比率等を算出する上での標準財政規模は「標準税収入額＋普通交付税＋地方譲与税＋臨時財政対策債発行可能額」のことです。那須烏山市では実質的な赤字はありませんでした。同様に黒字額の比率も算出でき、4.66%の黒字でした。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{普通会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

■連結実質赤字比率

自治体の全会計の黒字額と赤字額・資金不足額を合算し、その結果が赤字となった場合の標準財政規模に対する比率を表します。自治体全体としての財政運営の悪化の度合いを示しているといえます。

那須烏山市では全会計において赤字はありませんでしたので、連結実質赤字はありませんでした。算定の対象になったのは次の会計です。（一般会計 熊田診療所特別会計 国民健康保険特別会計 老人保健特別会計 介護保険特別会計 農業集落排水事業特別会計 下水道事業特別会計 簡易水道特別会計 水道事業会計）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

■実質公債費比率（3か年平均）

普通会計が負担する元利償還金（地方債の返済額と利子）と準元利償還金（*1）の額が標準財政規模を基本とした額に対しどれくらいあるかを比率で表したものです。この比率が大きいほど借金の返済などにかかる普通会計の負担が大きくなり、資金繰りが厳しいといえることができます。

この比率はすでに平成17年度決算の際から地方財政法という財政健全化法とは別の法律のもと、地方債発行の際に知事の許可が必要な団体かどうかを判定するために算定していました。ちなみに地方財政法では比率が18%以上になると知事の許可が必要な団体になり、さらに25%以上になると地方債の発行に制限がかかります。そのため那須烏山市では、この18%以下を財政運営上の基準としています。

那須烏山市の比率は10.4%であり前年と比較し1.1%下がっています。これは平成10年度の保健福祉センター整備事業の財源として発行しました地域総合整備事業債の償還が終了したこと、また交付税の算入率の高い地方債を発行していることが大きな要因となっています。そのため毎年比率が下がっており健全化が進んできていると言えますが、本市における地方債の発行は、合併特例事業を活用しており、ここ数年は借入額が増額となっているため、今後一層の健全な財政運営を図っていかねばなりません。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{普通交付税に計算された元利償還金} \cdot \text{準元利償還金})}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税に計算された元利償還金} \cdot \text{準元利償還金}}$$

(*1) 次の合計額

- ①普通会計から他の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還財源に充てられたもの
- ②一部事務組合等への補助金・負担金のうち、地方債の償還財源に充てられたと認められるもの
- ③公債費に準ずる債務負担行為による支出

他にも満期一括償還地方債にかかる経費や一時借入金利子も加算します。

■将来負担比率

地方公社や第三セクターに係るものも含め、普通会計が将来負担すべき実質的な負債額が、標準財政規模を基本とした額に対しどれだけあるかを比率で表したものです。普通会計が背

負っている借金が、年間収入の何年分あるかを表していると言っていいでしょう。実質公債費比率がその年度1年分のフロー指標とするならば、将来負担比率は、実質公債費比率を負債のストック面に置き換えた指標といえます。

那須烏山市の将来負担比率は53.6%であり、対前年比4.6%下がっています。これは普通交付税算入率の高い地方債の発行（合併特例事業）が大きく影響しています。また、財政調整基金の増額により、地方債の現在高に対し充当可能基金が増額となったことが要因となっています。ただし、今後は合併特例債の発行により地方債残高の増額となることが予想され比率が伸びる可能性があり、一層の行財政改革に取り組む必要があります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} (*2) - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{普通交付税に計算される見込みの地方債残高})}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税に計算された元利償還金} \cdot \text{準元利償還金}}$$

(*2) 次の合計額

- ①普通会計の前年度末における地方債現在高
- ②債務負担行為に基づく支出予定額
- ③普通会計以外の地方債元金償還に充てる普通会計からの繰入見込額
- ④一部事務組合等の地方債元金償還に充てる普通会計からの負担等見込額
- ⑤普通会計が負担する退職手当支給予定額
- ⑥地方公社・第三セクター等の負債額等負担見込額
- ⑦連結実質赤字額
- ⑧一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち普通会計の負担見込額

■資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模（料金収入などの主たる営業活動による収益相当額）に対してどの程度あるかを表す比率です。普通会計の実質赤字に相当するもので、連結実質赤字比率を算定する際に算入された不足額と同額になります。

資金の不足額を大まかに言えば、地方公営企業法が適用される企業（水道事業）では流動負債から流動資産をひいたものになり、地方公営企業法が適用されない農業集落排水、下水道、簡易水道は実質赤字額になっています。那須烏山市の特別会計では資金不足額はありませんでした。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$